

## 性暴力被害事件における新聞報道と二次加害

杉山 泰子、境原 三津夫

新潟県立看護大学

## Newspaper Coverage and Secondary Harm in Sexual Assault Victims

Yasuko Sugiyama, Mitsuo Sakaiharu

Niigata College of Nursing

## 抄録

性暴力被害者への二次加害となる記事内容がないかを確認することを目的とし、「A氏の性暴力被害」に関する民事訴訟を取り上げ、その新聞報道について全国紙5紙について比較した。一審判決が出された翌日である2020年12月19日の五大紙朝刊を対象とした。

記事を大きく扱っている新聞は、判決内容だけでなく、当事者の写真の掲載、双方の記者会見の内容、有識者の意見など広く言及しており、5紙により取り上げ方に大きな差があった。知人からの被害で実名報道した場合は中傷される危険性が高いが、5紙ともに二次加害となる記事は見受けられず、被害者に配慮した記載がなされていた。これは、報道の公平性を担保するという意味において、被害者あるいは加害者一方の側に立つような記事とせず事実だけを公平に報道し、二次加害が発生しないよう留意しているものと考えられる。

しかし、公平性の担保や二次加害回避の配慮により、性暴力被害事件にまつわる諸問題を積極的に伝えられていない現状がある。日本のメディアは、ニュースを客観的に報道する特徴があり、この報道特徴により情報が限定され、人々の問題意識が高まらないことが考えられる。二次加害を起こさない報道への配慮を行うとともに、人々が問題意識をもてるよう、メディアが性暴力被害事件を深く掘り下げ、読者が性暴力被害について深く考えるための材料を提供するような報道をする必要がある。

キーワード：性暴力被害者、新聞記事、二次加害、メディア

Keywords : victim of sexual violence, newspaper article, secondary harm, media

受付日：2020年7月16日 再受付日：2020年7月22日 受理日：2020年8月1日

## I. はじめに

内閣府の平成29年度「男女間における暴力に関する調査」によると、女性の7.8%、男性の1.5%が、「無理やりに性交などをされた経験がある」と答えている。加害者を「まったく知らない人」と答えたのは男女ともに1割であり、女性被害者の約6割、男性被害者の約4割ほどここにも相談していない<sup>1)</sup>。近年、刑法犯が年々減少しているなか、強制性交等罪は増加傾向にあり<sup>2)</sup>、性暴力被害は注目すべき身近な問題である。

性暴力被害者は、加害者が知人である場合、被害の経験を身近な人に語ったとしても非難されることがあり、またSNSなどで中傷を受けることもある<sup>3)</sup>。被害者が家族や友人に相談すると、相談された側は、動揺、怒り、羞恥心、悲しみ、無念さのような感情が沸き上がり、その否定的感情を被害者本人に放ってしまい深く傷つけてしまうことがある。このような周囲からの否定的反応や中傷を二次加害といい、被害者が二次加害を受けている状況を二次被害という<sup>4)</sup>。被害者の家族や友人だけではなく、専門機関においても無理な対応や非難による二次被害の問題が発生している<sup>5)</sup>。加害者が知人の場合は

見知らぬ人に比べ、周囲から非難される傾向が強くなるという報告がある<sup>6)</sup>。

2017年9月、知人から性暴力被害を受けたと主張するジャーナリストのA氏は、実名を公表した上で加害者を提訴した。ニューヨークの大学でジャーナリズムを学んでいたA氏は2013年、TBSワシントン支局長だったB氏と出会った。A氏がメディアへの就職先の紹介を依頼するメールを送ったことをきっかけとしてB氏との交流が始まり、2015年4月に都内の飲食店で飲酒をしながら会食をした。その後、B氏が滞在していたホテルにタクシーで連れていかれ性行為を強いられた。A氏は強度の酩酊状態で意識のないまま性行為を受けたとし、同月、警察に被害を相談した。警視庁はB氏を準強姦容疑で捜査したが、東京地検は2016年7月、嫌疑不十分で不起訴処分とした。

このため、A氏は2017年5月、検察審査会に不服を申し立てるとともに、顔と名前を公表し記者会見を行った。2017年9月、東京第六検察審査会が「不起訴相当」の議決をした。そのため、A氏は望まない性行為で精神的苦痛を受けたとして、同月、B氏に対し1100万円の損害賠償請求訴訟を提訴した。裁判では、性行為における

合意の有無が争点となったが、東京地裁は2020年12月、酩酊状態で意識のないA氏に対して合意がないまま性行為に及んだことを認定し、B氏に330万円の賠償金の支払いを命じる判決を下した。B氏は一審判決を不服として即日控訴した。

一審判決の翌日、メディアは一斉に判決に関する報道を行った。性暴力被害の報道においては、メディアの報道が二次加害となる可能性がある。ましてやこの裁判ではA氏は実名を公表しており、報道による二次加害、さらに世間からの二次加害が発生しやすい状況にある。性暴力被害に関する報道には性暴力の抑止効果が期待されるが、報道そのものが二次加害を引き起こす可能性があり、今回の判決に関する新聞報道を取り上げ、メディアの二次加害および報道姿勢について考察した。

## II. 方法

### 1. 方法

A氏の性暴力被害事件の民事裁判の判決が出された翌日である2020年12月19日の五大紙（朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、読売新聞、日本経済新聞）の朝刊を対象とした。G-Searchデータベースを用い、キーワードを被害者名とし、五大紙に掲載された記事を抽出した。

掲載面、文字数、記事の見出し、写真掲載の有無、被害内容、判決後の記者会見、有識者の意見、二次被害と被害後の精神障害、フラワーデモへの言及に関して、五大紙を比較した。

### 2. 倫理的配慮

A氏の事件は、被害者自身が著書を出版して被害内容を公表しており、民事裁判の判決についてもSNS上で公表されている<sup>7)</sup>。また、新聞記事についても公表されているものを分析している。しかしながら、本研究の内容が性暴力被害者に対し二次被害を生じさせる可能性があるため、研究の遂行にあたっては二次加害に十分に注意をして新聞記事の分析検討を行った。

## III. 結果

2020年12月19日付の朝刊では、五大紙すべてが本判決を扱っていた<sup>8)~12)</sup>。記事の内容を表1にまとめた。

### 1. 掲載面および文字数について

掲載面はすべて社会面であった。文字数については、朝日新聞が2,639文字、毎日新聞が1,694文字、産経新聞が732文字、読売新聞が550文字、日本経済新聞が214文字であった。

### 2. 記事の見出しについて

記事の見出しは、以下のとおりであった。

朝日新聞：A氏が勝訴「傷は癒えぬ」元TBS記者からの「合意ない性行為」認定 東京地裁判決

毎日新聞：元TBS記者に賠償命令 就職相談 合意なく性行為 東京地裁判決 Aさん「少しずつでも大きな変化」

産経新聞：Aさんに「合意ないまま性暴力」元TBS記者に賠償命令 東京地裁

読売新聞：元TBS記者に330万円賠償命令 女性暴行訴訟で東京地裁

表1. 判決翌日2019.12.19の新聞記事（五大紙）

有を○、無を×で示す

新聞名	掲載面 文字数	記事見出し	写真の 掲載	民事裁判 に至るま での経緯	被害内容 の記載	B氏の 反訴の 記載	A氏の 記者会見 内容	B氏の 記者会見 内容	有識者の 意見	二次被害 と被害後 の心身障 害	フラワー デモ
朝日新聞	社会 2639	A氏が勝訴「傷は癒えぬ」元TBS記者からの「合意ない性行為」認定 東京地裁判決	○	○	○	○	○	○	×	×	○
毎日新聞	社会 1694	元TBS記者に賠償命令 就職相談 合意なく性行為東京地裁判決Aさん「少しずつでも大きな変化」	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産経新聞	社会 732	Aさんに「合意ないまま性暴力」元TBS記者に賠償命令 東京地裁	○	○	○	○	○	○	×	×	×
読売新聞	社会 550	元TBS記者に330万円賠償命令 女性暴行訴訟で 東京地裁	×	○	○	○	○	○	×	×	×
日本経済新聞	社会 214	元TBS記者に賠償命令 東京地裁、性暴力で	×	×	○	×	×	×	×	×	×

日本経済新聞：元TBS記者に賠償命令 東京地裁、性暴力で

### 3. 写真の掲載について

写真の掲載があったのは3紙であった。朝日新聞はA氏の記者会見の写真1枚とB氏の記者会見の写真1枚が掲載されていた。毎日新聞はA氏の記者会見の写真1枚、産経新聞は判決後に報道陣の取材に応じるA氏の写真1枚であった。読売新聞、日本経済新聞には写真の掲載はなかった。

### 4. 民事裁判に至るまでの経緯について

朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、読売新聞の4紙は、A氏が準強姦容疑で警視庁に被害届を提出したが東京地検では嫌疑不十分で不起訴、検察審査会も不起訴相当と議決されたことの記載があった。朝日新聞はこれらに加え、A氏が検察審査会に審議を申し立てると同時に実名を公表して記者会見を開いたこと、被害を記した著書を発表したことを記載し、「今回の裁判をめぐる経緯」を表にして掲載していた。

### 5. 性暴力被害の内容に関する記載について

朝日新聞：裁判長は、「性行為に合意はなく、A氏が意識を回復して拒絶した後も体を押さえつけて続けた」と不法行為を認めた。

毎日新聞：東京地裁は、「Aさんが意識を回復した後も、B氏が体を押さえつけて性行為を続けようとした」と指摘した。

産経新聞：裁判長は、「酩酊状態で意識のないAさんに合意のないまま性行為に及んだ」と認めた。

読売新聞：判決によると、Aさんは2015年4月、知人のB氏と2人で飲食。酩酊して意識を失い、ホテルで性的被害を受けた。

日本経済新聞：地裁は18日、「酩酊（めいてい）状態で意識がないAさんに同意がないまま性行為に及んだ」と認定した。

また、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞は、「就職の紹介を受ける目的で会食をした際に意識を失い、そのあとの被害」であったことを記載している。

### 6. 反訴したB氏

朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、読売新聞は、合意に基づく性行為であったというB氏の主張、B氏が名誉を傷つけられたとして1億3,000万円の賠償を求めて反訴したことが記載されていた。

### 7. 判決後のA氏の記者会見内容

朝日新聞：刑事事件としてはわからなかったことを見

ていただけた。それがこの裁判で得られたこと。提訴をきっかけに、同じような境遇の人に多く出会った。自分の真実を信じてほしい、私もそれを貫いて今日の結果がある。密室での出来事は、前後の状況を見ていた第三者の協力が大事。社会全体で自分事だととらえてほしい。これで終わりではない、傷は癒えない。（B氏には）どうしてこうなったのか、一緒に向き合ってくれたらうれしい。

毎日新聞：性暴力はその人の土台を傷つけ、家族や周囲まで影響を受ける。誰もが加害者にも被害者にも傍観者にもならないよう考えていかなければいけない。少しずつでも大きな変化が起きている。私が見ているこの景色は以前と全く違う。判決を機に、法律、報道、教育、一つひとつをみなさんと考えていきたい。

産経新聞：きちんと答えを出していただけたことに感謝している。誰もが被害者、加害者、傍観者にならないよう考えなければならない。これからも自分のできる範囲で話し続けたい。

読売新聞：傷は癒えないがきちんと答えを出してもらえて感謝している。

### 8. 判決後のB氏の記者会見内容

朝日新聞：一方的にAさんの言うことを事実として認定した。法に触れる行為は一切していない。

毎日新聞：納得できない。Aさんの主張と客観的証拠の矛盾点を主張したが、検証されず無視された。私は法に触れる行為はしていない。

産経新聞：主張が無視された。納得できないのですぐに控訴する。

読売新聞：法に触れる行為は一切していない。

### 9. 有識者の意見について

毎日新聞に記載があったが、他紙には記載がなかった。性暴力問題に詳しい上谷さくら弁護士の意見

「判決は性被害に遭った女性の心理をくみ取ったうえで合意のない性行為であったことを認定し、被害回復の点でも大きな意味を持つ。地位を利用して性暴力を振るうケースは非常に多く、Aさんの被害は氷山の一角。被害を訴えると、中身を明らかにするだけでも負担がかかるのに、さらにバッシングを受ける。Aさんも大きな犠牲を払って訴訟を乗り越えられたと思う。判決がそうした社会の現状を変えるきっかけになってほしい」と掲載されていた。

## 10. A氏の二次被害について

毎日新聞に、「被害公表後にA氏に批判や脅迫が殺到していること」が記載されていたが、他紙にはなかった。

## 11. フラワーデモについて

フラワーデモは、性暴力の被害体験を被害者自らが街頭で語り、隠されがちである性暴力被害を、花を手にして伝える活動である。A氏の事件と関連付けて、朝日新聞と毎日新聞にその記載があった。

朝日新聞：A氏が被害を受けたのと同時期に米国で#MeeToo運動が始まり、日本でも性暴力に抗議する「フラワーデモ」が拡大するなど性暴力を問題視する動きが活発化した。

毎日新聞：2017年米ハリウッドを震源に#MeeToo運動が始まり、性被害が世界各地で告発された。日本でも2019年12月に全国31か所で性暴力に抗議する「フラワーデモ」が開かれた。

## IV. 考察

### 1. 五大紙における記事の比較

五大紙のすべての新聞が、本判決を取り上げていたことは注目すべきであると考え。本事件の民事損害賠償訴訟を、メディアが関心を持っていた様子がうかがえる。

文字数が最も多かったのは朝日新聞の2,639文字で、最も少なかったのは日本経済新聞の214文字であった。両紙では文字数に10倍以上の差がある。

記事を大きく扱っている新聞では、見出しにおいてA氏の実名を記載し、また合意のない性行為であったことを裁判所が認めたという裁判の争点に関しても見出しで触れている。さらに、記事の中ではA氏の写真やB氏の写真、記者会見の内容、有識者の意見など幅広く掲載している。同一の性暴力被害事件の判決を報道する記事であるが、新聞によって取り上げ方に大きな差があることがわかる。

記事の内容の差は性暴力に対する新聞社の向き合い方、あるいは記者の取り組み方の差の表れであると考えられる。有識者の意見についても、本事件を大きく取り上げている毎日新聞が記事にしている。有識者により、性暴力被害を法律や心理学など専門家が解説することは、一般の人々が本事件を正しく理解するために有益である。

性暴力被害に関する記載は、「意識を回復して拒絶した後も体を押さえつけて続けた」、「酩酊して意識を失い、ホテルで性的被害を受けた」、「同意がないまま性行為に及んだ」など、各新聞で表現が異なっている。性暴力自体の表現は多様であるが、いずれも合意のない性行為を強いられたという裁判で認定された事実を述べている。

就職先の紹介が前提にある立場を利用した性暴力であること、意識のない状態における同意のない性行為であること、性暴力により被害者が精神的苦痛を受けていることなど、性暴力周辺の状態を伝えることも、被害者を正しく理解するためにメディアが提供すべき重要な情報である。

一審裁判では被害者の主張が認められたが、B氏は即日控訴していることから、判決が確定したわけではない。したがって、報道の公平性を担保するという意味において、被害者あるいは加害者一方の側に立つような記事にするべきではない。今回の検討では、五大紙すべてにおいて事実だけを公平に報道しており、二次加害が発生しないよう留意しているものと考えられる。

### 2. メディアの現状と役割

判決翌日の五大紙の朝刊では、二次加害にあたる記事はなかったが、2019年12月20日の朝日新聞の朝刊が、判決当日の記者会見において、B氏が「本当の被害者は会見で笑ったりしない」と、判決当日のA氏の記者会見を批判したことを記事にしている<sup>13)</sup>。また、2020年2月27日の朝日新聞の朝刊で、このB氏の発言に対し、精神科医の小西聖子氏の意見が掲載されている。

小西氏は、「声を上げることは簡単なことではないと訴え続け、社会に理解を得てきたと感じていたが、逆手に取るように『あのような態度はしない』というような文脈で使われてしまった。被害者がどのような態度であっても、『大変だったね』といったられるべきだ。他の犯罪被害は被害者がどのような態度であっても受け入れられるが、性犯罪被害は受け入れられずらく、『正しい被害者』といった被害者に向けられる独特の視線がある」ことを指摘している<sup>14)</sup>。

SNS上ではA氏の実名公表後、「死ね」、「売名女」、「枕営業」などの悪質な批判が続いていた。特に、漫画家のC氏は、A氏を誹謗中傷する漫画をSNSに投稿しており、漫画の内容が非常に悪質であったことから、A氏は慰謝料と弁護士費用の支払いを求めて東京地裁に提訴している<sup>15)</sup>。C氏は、問題となっている作品をフィクションとして否定しているが、イラストに描かれた女性はA氏を連想させるものであり、本判決の半年後にA氏の記者会見により初めて公表された。性暴力被害を公表することは、このように大きな二次被害の問題を抱える。

立教大学助教の李美淑氏は、日本と韓国のジャーナリズムを比較し、「性暴力被害に関する裁判を報道する場合、韓国のジャーナリズムは消され続けてきた女性の声を社会に発信し、人々の意識に変化をもたらす存在であるのに対し、日本では結果を伝えるだけでそれ以上の追跡はしない」と述べている<sup>16)</sup>。

2020年3月13日の毎日新聞の朝刊には、「実名で性被害を訴えたジャーナリストのAさんが2017年に記者会見し、その後民事訴訟を起こしても、新聞やテレビの報道

は低調だった。私も取材の努力をしなかった。判決という『お墨付き』が得られるまで、加害者の言い分に配慮するあまり、被害者の声を十分伝えられなかった」と記者自らが、本件の取材に関する不作為を反省している<sup>17)</sup>。

近畿大学教授の北口末広氏は、「発表報道が中心のメディア状況の下、官公庁等の発表内容をいかに早く入手するかが競争になり、各社各局の記者もその競争にしのぎを削る。官公庁等の内部情報にいかに食い込むかという競争が、癒着と情報操作を受けやすい体質とシステムを醸成する。とりわけ捜査機関との関係では顕著であり、『客観報道主義』という名の下、報道に間違いがあっても責任は発表した捜査機関にあると考えている。そうした状況の中で捜査機関者が言った言葉や意向が反映した報道になってしまう。」と、日本のメディアが孕む問題を指摘している<sup>18)</sup>。

日本のメディアは裁判の経過や判決内容を発表するにとどまり、その事件が抱える問題を深く掘り下げないため、読者が問題意識を持ってないままになってしまう。読者が性暴力被害に問題意識を持つことができるように、深く考えるための材料をメディアが積極的に提供する必要がある。

例えば、今回の記事に使用されている「準強姦罪」という罪名について、一般的に知られている「強姦」の文字に「準」がつくことで、強姦よりも軽い刑罰と誤解される可能性がある。刑法では、暴行・脅迫を用いて姦淫や肛門性交、口腔性交等の性交類似行為を行った場合に「強姦罪」が成立する<sup>19)</sup>。これに対し、「準強姦罪」とは、「暴行・脅迫を用いて」ではなく「心神喪失又は抗拒不能となった人（例えば、酩酊し、抵抗できない状態となった人に性交等を行った場合など）」に対して、上記の行為を行った場合に成立する犯罪である<sup>18)</sup>（ただし、2017年に刑法性犯罪が改正され、強姦罪は「強制性交等罪」、準強姦罪は「準強制性交等罪」となった<sup>20)</sup>）。5紙のうち4紙は「準強姦罪」という罪名を記載しているが、その用語に関する説明はなかった。また、4紙は、2015年に被害届が提出された時点での罪名の記載のみで、法改正による罪名変更などの説明や、現在の罪名の追記などはなかった。

このように、読者が考えるための材料をメディアが積極的に提供し、世間の性暴力被害への関心を高めることが必要である。

## V. 結語

世間が性暴力被害に対し問題意識をもち、社会全体で性暴力被害を防止するようなコミュニティを醸成するために、報道が果たす役割は大きい。このためには、メディアは性暴力被害事件を深く掘り下げ、読者が性暴力被害について考えるための材料を提供するような報道をする必要があると考える。

## 参考文献

- 1) 内閣府男女共同参画局. 男女間における暴力に関する調査報告書 概要版：11-13, 2018.  
[www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/pdf/h29danjokan-gaiyo.pdf](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/h29danjokan-gaiyo.pdf). (2020年6月7日アクセス)
- 2) 令和元年警察白書 統計資料 警察庁Webサイト  
<https://www.npa.go.jp/hakusyo/r01/data.html>  
(2020年6月7日アクセス)
- 3) 小島慶子. 女子アナから考察する日本社会—メディアと権力とジェンダーの関係について. 林里香. メディアは女たちの声をとどけているのか 足をどかしてくれませんか. 東京, 亜紀書房, 2019, 34-44.
- 4) 李節子. 二次加害と二次被害. 加納尚美, 李節子, 家吉望み. フォレンジック看護 性暴力被害者支援の基本から実践まで. 東京, 医歯薬出版株式会社, 2016, 138-139.
- 5) Rebecca Campbell, Sharon M. Wasco, Courtney E. Ahrens, et al. Preventing the 'second rape': rape survivors' experiences with community service providers. *Journal of Interpersonal Violence*. 16 (12) : 1239-1259, 2001.
- 6) Amy Grubb, Julie Harrower. Attribution of blame in cases of rape: An analysis of participant gender, type of rape and perceived similarity to the victim. *Aggression and Violent Behavior*. 13 (5) : 396-405, 2008.
- 7) 伊藤詩織さんの民事裁判を支える会. Open the Black Box. <https://www.opentheblackbox.jp/> (2020年5月22日アクセス).
- 8) 朝日新聞. 伊藤詩織氏が勝訴「傷は癒えぬ」元TBS記者からの「合意ない性行為」認定 東京地裁判決. 2019年12月19日朝刊. (第13版. 35面. 社会.) <https://www.asahi.com/articles/DA3S14299897.html> (2020年7月29日アクセス).
- 9) 毎日新聞. 「性被害に合意なし」伊藤詩織さん勝訴 元TBS記者に330万円賠償命令 東京地裁. 2019年12月19日朝刊. (第12版. 26面. 社会.) <https://mainichi.jp/articles/20191218/k00/00m/040/164000c> (2020年7月29日アクセス).
- 10) 産経新聞. 元TBS記者に賠償命令「合意ないまま性行為」東京地裁. 2019年12月19日朝刊. (第12版. 22面. 社会.) <https://www.sankei.com/affairs/news/191218/afr1912180007-n1.html> (2020年7月29日アクセス).
- 11) 読売新聞. 元TBS記者に330万円賠償命令 女性暴行訴訟で東京地裁. 2019年12月19日朝刊. (第12版. 32面. 社会.)
- 12) 日本経済新聞. 性暴力被害、伊藤詩織さんが勝訴

- 元TBS記者に賠償命令. 2019年12月19日 朝刊. (第12版. 32面. 社会.) <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO53492600Y9A211C1CE0000/> (2020年7月29日アクセス).
- 13) 朝日新聞デジタル版. (社説) 伊藤氏の勝訴 社会の病理も問われた. 2019年12月20日朝刊. (第13版. 14面. オピニオン) <https://www.asahi.com/articles/DA3S14301062.html> (2020年7月29日アクセス).
- 14) 朝日新聞. 「セカンドレイプ」断つには 性被害者、周囲の言動で受ける二次被害. 2020年2月27日朝刊. (第13版. 23面. 生活) <https://www.asahi.com/articles/DA3S14381007.html> (2020年7月29日アクセス).
- 15) 毎日新聞デジタル版. 伊藤詩織さんが漫画家はすみとしこさんらを提訴 ツイッターのイラスト巡り. <https://mainichi.jp/articles/20200608/k00/00m/040/219000c> (2020年6月22日アクセス)
- 16) 李美淑. 殻を破ろうとする韓国の女性たち—消される声に抗して. 林里香. メディアは女たちの声をとどけているのか 足をどかしてくれませんか. 東京, 亜紀書房, 2019, 244-255.
- 17) 毎日新聞. 記者の目 男女格差を考える 改善へメディアが先頭に=中川聡子 (総合デジタル取材センター). 2020年3月13日朝刊. (第12版. 10面. オピニオン.) <https://mainichi.jp/articles/20200313/ddm/005/070/012000c> (2020年7月29日アクセス).
- 18) 北口末広. ゆがむメディアゆがむ社会 ポピュリズムの時代をふまえて. 東京, 解放出版社, 2019, 118-119.
- 19) 弁護士法人中村国際刑事法律事務所. 準強制性交等(旧準強姦)罪とは 強制性交等(旧強姦)罪との違い. <https://www.t-nakamura-law.com/column/>. (2020年6月22日アクセス)
- 20) 日本法令索引. 刑法の一部を改正する法律 平成29年6月23日 法律第72号. <https://hourei.ndl.go.jp/#/detail?lawId=VyWboVaLkjTwNlrIlt7sBg%3D%3D>. (2020年6月22日アクセス)